

修正後	修正前
<p>種苗法及び農業競争力強化支援法の一部を改正する法律 (種苗法の一部改正)</p> <p>第一条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二十一条第二項中「において」の下に「有機農業における生産の方法として農林水産省令で定める方法により」を加え、同条の次に次の三条を加える。</p> <p>(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)</p> <p>第二十一条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。</p> <p>一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項</p>	<p>種苗法の一部を改正する法律</p> <p>種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二十一条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項各号」を「前項各号」に、「により登録品種等」を「により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の三条を加える。</p> <p>(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)</p> <p>第二十一条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。</p> <p>一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項</p>

イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（前条第四項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。）

ロ 前条第四項ただし書に規定する国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する旨

二 〔略〕

256 〔略〕

7 農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第四項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する行為（以下「輸出等の行為」という。）には及ぶものとする。

第二十一条の三・第二十一条の四 〔略〕

〔略〕

〔農業競争力強化支援法の一部改正〕

第二条 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号を削る。

イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。）

ロ 前条第二項ただし書に規定する国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する旨

二 〔略〕

256 〔略〕

7 農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第二項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する行為（以下「輸出等の行為」という。）には及ぶものとする。

第二十一条の三・第二十一条の四 〔略〕

〔略〕

〔新設〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中種苗法目次の改正規定（「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める部分に限る。）、同法第十条に一号を加える改正規定及び同法第二章第七節中第五十七条の次に一条を加える改正規定並びに第二条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日

(削る)

- 二 第一条中種苗法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第一項の改正規定、同法第十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、同法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第三十条の次に二条を加える改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める部分に限る。）、第十条に一号を加える改正規定及び第二章第七節中第五十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条の規定 公布の日

- 二 第十条の次に一条を加える改正規定、第十一条第一項第二号の改正規定、第二十一条の次に三条を加える改正規定、第三十七条、第四十二条、第五十五条、第五十六条及び第五十九条第一項第二号の改正規定並びに第七十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定 令和二年十二月一日

- 三 第二十一条の改正規定 令和四年四月一日

正規定、同法第四十七条の改正規定並びに同法第七十四条の改正規定並びに附則第四条、第九条及び第十条の規定 令和四年四月一日

(品種登録管理人の品種登録出願手続等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の種苗法(以下「新法」という。)  
第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第五条第一項(前条第二号に掲げる規定の施行の日(附則第四条において「第二号施行日」という。)前においては、第一条の規定による改正前の種苗法(以下「旧法」という。))第五条第一項)の規定による品種登録の出願をする日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない者(以下この条において「在外者」という。)について適用し、施行日前に旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。

(輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願をしている者及び旧法第十八条第一項の規定による品種登録を受けている者は、新法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限

(品種登録管理人の品種登録出願手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の種苗法(以下「新法」という。)  
第十条の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)以後に新法第五条第一項の規定による品種登録の出願をする日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない者(以下この条において「在外者」という。)について適用し、第二号施行日前にこの法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。))第五条第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。

(輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願をしている者及び旧法第十八条第一項の規定による品種登録を受けている者は、新法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、第二号施行日から起算して六

り、同項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をすることができ。

2 前項の届出が種苗法第十三条第一項の規定による公示後旧法第十八条第三項の規定による公示前にされた場合における新法第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項又は」とあるのは「直ちに、当該出願品種に係る第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項を公示するとともに、」と、「これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)」又は第十八条第二項第一号」とあるのは「当該公示と併せて同条第二項第一号」とする。

3 第一項の届出が旧法第十八条第三項の規定による公示後にされた場合における新法第二十一条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)」又は第十八条第二項第一号」とあるのは「直ち

月を経過する日までの間に限り、同項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をすることができ。

2 前項の届出が種苗法第十三条第一項の規定による公示後新法第十八条第三項の規定による公示前にされた場合における新法第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項又は」とあるのは「直ちに、当該出願品種に係る第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項を公示するとともに、」と、「これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)」又は第十八条第二項第一号」とあるのは「当該公示と併せて同条第二項第一号」とする。

3 第一項の届出が新法第十八条第三項の規定による公示後にされた場合における新法第二十一条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)」又は第十八条第二項第一号」とあるのは「直ち

に、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号」と、同条第四項中「公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）」とあるのは「公示」とする。

〔削る〕

（出願料、手数料及び登録料に関する経過措置）  
 第四条 新法第六条第一項、第十五条の三、第十五条の四及び第四十五条第一項の規定は、第二号施行日以後にする新法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料、手数料及び登録料について適用し、第二号施行日前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料及び登録料については、なお従前の例による。

第五条～第十条 〔略〕

に、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号」と、同条第四項中「公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）」とあるのは「公示」とする。

（新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用に関する経過措置）

第四条 第二号施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用については、同条第一項第一号イ及びロ中「前条第二項ただし書」とあるのは「前条第四項ただし書」と、同条第七項中「前条第二項本文」とあるのは「前条第四項本文」とする。

（出願料、手数料及び登録料に関する経過措置）  
 第五条 新法第六条第一項、第十五条の三、第十五条の四及び第四十五条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする新法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料、手数料及び登録料について適用し、施行日前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料及び登録料については、なお従前の例による。

第六条～第十一条 〔略〕

○【参考】種苗法（平成十年法律第八十三号）〔第一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

修正後の改正案	現 行
<p>（育成者権の効力が及ばない範囲）</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において有機農業における生産の方法として農林水産省令で定める方法により更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>（育成者権の効力が及ばない範囲）</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 〔略〕</p>

○【参考】農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）〔第二条関係〕

（傍線部分は改正部分）

修正後の改正案	現 行
<p>（農業資材事業に係る事業環境の整備）</p> <p>第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 一三 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>（農業資材事業に係る事業環境の整備）</p> <p>第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 一三 〔略〕</p> <p>四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。</p>